

平成23年度国民健康保険料のお知らせ

平素は、国民健康保険料の納付につきましてご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

国民健康保険事業は、加入者皆様の保険料と国や府の補助金などを医療費に充てる相互扶助を目的とした医療保障制度ですので、皆様の保険料は大切な財源となっています。

さて、平成23年度国民健康保険料率を下記のとおり決定しましたので、本年4月、仮算定により送付しました3期分（6月納期）までの納付通知書の額を精算した額（本算定）による納付通知書を送付させていただきます。

平成23年度国民健康保険料率

	医療分 (0～74歳の人)	後期高齢者支援金分 (0～74歳の人)※	介護分 (40歳～64歳の人のみ)
①・所得割	平成22年中の基準総所得 金額×9.70%	平成22年中の基準総所得 金額×3.30%	平成22年中の基準総所得 金額×2.95%
②均等割	被保険者数×25,150円	被保険者数×8,000円	被保険者数×9,400円
③平等割	1世帯につき 21,000円	1世帯につき 7,000円	1世帯につき 5,250円
最高限度額	46万円	13万円	10万円

※)後期高齢者支援金分とは・・・平成20年4月から75歳以上および65～74歳までの寝たきり等の方は、国民健康保険を脱退し広域連合にて運営される後期高齢者医療制度に加入されております。後期高齢者医療制度の財源の一部を支えるためのものであり、医療分、介護分に後期高齢者支援金分を加えたものを国民健康保険料として計算しています。

平成22年中の基準総所得金額をもとに、7月に年間保険料を確定（本算定）します。7月以降の月別保険料は、確定した年間保険料から仮算定期間中（4月～6月）の保険料を差し引き、7月以降の納期数で振り分けた金額になります。

上記料率により確定した 年間保険料 (①+②+③)	—	4月～6月仮算定 保険料 (1期～3期)	=	今回送付の7月から翌年3月 の間に納めていただく保険料
------------------------------	---	-------------------------	---	--------------------------------

国民健康保険料の年金からの天引き（特別徴収）について

平成20年度から次の条件をすべて満たす人は、年金から国民健康保険料を天引き（特別徴収）させていただきます。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること
- ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満であること
- ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険料が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※ただし、今まで口座振替にて滞納なく保険料を納付していただいている方は除きます。

対象となる世帯は、通知書の特別徴収欄に金額が印字されていますのでご確認ください。

●年度途中で65歳になられる方の国民健康保険料について

65歳になるまでは、「医療分」「後期高齢者支援金分」と「介護分」を合わせた額を国民健康保険料として納付していただいておりますが、年度の途中で65歳になられる方は、誕生月から「医療分」と「後期高齢者支援金分」の額を納めていただくこととなります。

保険料につきましては、当初から誕生月以降の「介護分」を除いた額で算定しておりますので、誕生月からの金額の変更はございません。なお、65歳の誕生月からの介護保険料につきましては、いきがい支援課 介護保険係から通知があります。

●年度途中で一部の方が75歳になられる世帯の国民健康保険料について

年度途中で75歳になられる方は、75歳の誕生月前月までの国民健康保険料を納めていただくこととなりますが、**当初から誕生月以降の国民健康保険料を除いた額で算定しておりますので、金額の変更はございません。**

●後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険料の軽減について

①75歳到達などにより、国民健康保険を脱退し、後期高齢者医療制度へ移行した人(旧国保被保険者)がいる世帯の保険料が過大とならないよう、政令軽減判定は、旧国保被保険者の人数と所得を含んで計算します(5年間の経過措置)。

また、後期高齢者医療制度に世帯員が移行し国民健康保険の被保険者が1人となる場合は医療分と後期高齢者支援金分の平等割が半額となります(5年間の経過措置)。

②75歳到達などにより、社会保険などの被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その被扶養者(65～74歳に限る)が国民健康保険に新たに加入することになった場合は、申請により、所得割全額減免、均等割半額、さらに国民健康保険が単身世帯の場合は平等割半額となります。

●国民健康保険料の通知について

国民健康保険料の通知等は、世帯主が社会保険や後期高齢者医療保険に加入している場合でも世帯主名で通知いたします(擬制世帯主)。擬制世帯主は国民健康保険の資格はなく、国民健康保険料もかかりません。

●国民健康保険料の減免制度について

本町国民健康保険では、長期入院や失業、事業不振等により、今年の総所得が前年の4分の3以下に低下すると見込まれるときは保険料の減免が受けられます。ただし、4分の3以下に低下すると思われる方でも所得額や世帯構成により受けられない場合もありますので、詳しくは国民健康保険係へお問い合わせ下さい。

●<非自発的失業者>に係る国民健康保険料の軽減措置について

平成21年3月31日以降に倒産・解雇等により離職をされた方であり、雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者が対象となります。詳細は、国民健康保険係へお問い合わせ下さい。

●一部負担金減免制度について(詳しくは国民健康保険係へお問い合わせ下さい。)

医療機関に入院し、一部負担金の支払いが困難となる場合は一部負担金の減免ができる場合があります。(収入が生活保護基準以下で預貯金が生活保護基準の3カ月以下の世帯)

●特定健診の受診はお済みですか？

対象者の方には、受診券を送付しております。

平成23年7月

国保の
コッポちゃん



国民健康保険料を口座
振替にしませんか？

忠岡町役場 国民健康保険係

TEL 22-1122
(内線222・223)